

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月9日

【四半期会計期間】 第17期 第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

【会社名】 株式会社J - オイルミルズ

【英訳名】 J-OIL MILLS, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 八馬 史尚

【本店の所在の場所】 東京都中央区明石町8番1号 聖路加タワー

【電話番号】 (03)5148 - 7100

【事務連絡者氏名】 財務部長 渡辺 光祐

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区明石町8番1号 聖路加タワー

【電話番号】 (03)5148 - 7100

【事務連絡者氏名】 財務部長 渡辺 光祐

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社J - オイルミルズ 大阪支社
(大阪市北区中之島六丁目2番57号)
株式会社J - オイルミルズ 名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目18番19号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第16期 第 1 四半期 連結累計期間	第17期 第 1 四半期 連結累計期間	第16期
	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日	自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 6 月30日	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日
売上高 (百万円)	46,761	47,121	183,361
経常利益 (百万円)	1,068	2,004	5,137
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	710	1,829	4,127
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,150	2,410	2,786
純資産額 (百万円)	83,931	85,916	84,115
総資産額 (百万円)	160,089	155,131	153,642
1 株当たり四半期(当期)純利益 (円)	42.73	111.18	249.52
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	52.4	55.3	54.7

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第 1 四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第 1 四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当第 1 四半期連結会計期間より、連結決算における開示内容の充実の観点から、従来、非連結子会社としていた(株)J-サービス、横浜パック(株)、ゴールデンサービス(株)を連結の範囲に含めております。

また、当第 1 四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第 4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)セグメント情報」「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善がみられ、個人消費の持ち直しなど、景気は緩やかな回復基調が続いております。

このような状況下において当社グループは、油脂製品の販売価格の改定が浸透し、ミール価格が高値となったことから油脂事業が好調に推移しました。また、第五期中期経営計画の達成に向けて持続的な成長をより確実なものとするために、当第1四半期連結会計期間から報告セグメントを変更しました。これにより責任の所在を明確にし、権限委譲による意思決定の迅速化を図り、成長を更に加速させることを目指しております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高471億21百万円（前年同四半期比0.8%増）、営業利益18億45百万円（前年同四半期比112.4%増）、経常利益20億4百万円（前年同四半期比87.6%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益18億29百万円（前年同四半期比157.4%増）となりました。

なお、親会社株主に帰属する四半期純利益の増加には繰延税金資産の計上による影響が含まれております。

当第1四半期連結累計期間におけるセグメントの営業概況は、次のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントを変更しており、当第1四半期連結累計期間の比較・分析は、変更後の区分に基づいております。

(油脂事業)

製油業界におきましては、主原料である大豆相場は5月末にかけてアルゼンチンの大幅減産懸念や、米国の作付面積減少予想等から1ブッシェル当たり10米ドル台前半の底堅い推移が続きましたが、6月に入ると米国産地の良好な生育状況が確認されたことや、米中貿易摩擦に対する懸念が高まり1ブッシェル当たり8米ドル台中盤まで下落しました。菜種相場は5月末にかけて1トン当たり520～540加ドルで推移しましたが、6月末にはカナダ産地の生育状況が概ね良好となったことや、大豆相場に連れ安となり1トン当たり510加ドル付近まで下落しました。また、為替相場は米FOMCで政策金利が引き上げられると1米ドル＝110円台後半まで円安ドル高が進行しました。

油脂部門においては、オリーブオイルは店頭での販売促進活動を強化したことにより売上高を確保しましたが、キャノーラ油は販売価格の維持に努めた影響で数量が減少し、家庭用油脂の売上高は前年同四半期をやや下回りました。業務用油脂ではリニューアルし長持ち機能を更に強化した「長調得徳[®]」及び、お肉を美味しくする「グリルオイル」を含めた「J-OILPRO[®]」の提案を推進しました。また前年度より取り組んできました販売価格の改定の効果もあり、売上高は前年同四半期を上回りました。

油糧部門においては、主たる需要先である配混合飼料の生産量が前年同四半期をやや上回る環境となりました。大豆ミールはシカゴ相場により販売価格は高値となりましたが、販売数量は減少しました。菜種ミールは国内需給を背景に販売価格は高値となりましたが、販売数量は減少しました。この結果、油糧部門の売上高は前年同四半期をわずかに下回りました。

以上の結果、当事業は売上高400億21百万円（前年同四半期比0.5%増）、セグメント利益15億45百万円（前年同四半期比156.2%増）となりました。

(油脂加工品事業)

マーガリン部門においては、家庭用では4月より「ラーマ[®]」を対象とした消費者プレゼントキャンペーンと、「ラーマ[®]バターの風味」の増量と拡販に努めたことにより売上高は前年同四半期をやや上回りました。業務用では

「グランマスター®プリメランパレット」を含めた高付加価値品の拡販と、新しい販促活動としてレシピ動画を活用したプロモーション施策に取り組んだことにより売上高は前年同四半期をわずかに上回りました。

粉末油脂部門においては、生産性向上の取り組みや新たな付加価値粉体素材の開発を進めましたが、主原料油の価格低下をうけて販売価格が下落したことにより売上高は前年同四半期を下回りました。

以上の結果、当事業は売上高32億94百万円（前年同四半期比1.8%増）、セグメント利益1億31百万円（前年同四半期比38.6%増）となりました。

（食品・ファイン事業）

スターチ部門においては、食品用および工業用のコーンスターチの拡販に取り組みました。一方、食品用加工澱粉は一部製品で原料価格が上昇し採算が悪化したことにより売上高および販売数量は下回りました。この結果、スターチ部門全体の売上高は前年同四半期をわずかに上回りました。

ファイン部門においては、SOYシートはクリーンラベル対応により米国の現地需要が拡大したことから売上高は前年同四半期を大きく上回りました。ビタミンK2は米国輸出が減少したことにより売上高は前年同四半期をわずかに下回りました。

ケミカル部門においては、主たる需要先である木質建材産業における新設住宅着工戸数が前年同四半期をわずかに下回りました。また、多くの原料価格が上昇し高値で推移しました。このような状況下において、木質建材用接着剤の価格改定を実施するとともに販売数量の維持に努めたことにより売上高は前年同四半期を上回りました。

以上の結果、当事業は売上高34億10百万円（前年同四半期比4.4%増）、セグメント利益1億62百万円（前年同四半期比28.3%増）となりました。

（その他）

その他の事業につきましては、売上高3億94百万円（前年同四半期比13.2%減）、セグメント利益7百万円（前年同四半期比84.0%減）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比べ14億88百万円増加し1,551億31百万円となりました。主な増加は、現金及び預金が5億75百万円、受取手形及び売掛金が7億9百万円、たな卸資産が9億90百万円、投資その他の資産が7億40百万円であります。主な減少は、流動資産その他が7億71百万円、有形固定資産が8億38百万円であります。

負債は、前連結会計年度末と比べ3億12百万円減少し692億14百万円となりました。主な増加は、支払手形及び買掛金が8億78百万円、未払消費税等が4億35百万円であります。主な減少は、借入金が7億50百万円、未払法人税等が10億12百万円であります。

純資産は、前連結会計年度末と比べ18億1百万円増加し859億16百万円となり、自己資本比率は55.3%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入しております。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、経営支配権の移転を通じた企業活動の活性化の意義を否定するものではなく、当社株式の大規模買付についての判断は、最終的には当社株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉は、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えており、具体的には以下の6点を挙げるすることができます。

- () 安全で安心な製品に対する信頼
- () 安全な製品を生み出す高度な技術力
- () 安定供給による信頼
- () 高付加価値・高品質の製品を生み出す研究開発力
- () 長年培った販売力
- () 従業員

中期経営計画

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も維持・発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えており、また中期経営計画を策定することにより、企業価値の発展を図っております。

2017年度を初年度とする4ヶ年の第五期中期経営計画においては、4つの成長戦略と3つの構造改革を事業戦略の基本方針とし、その事業戦略を支えるべく、経営基盤の強化および企業ビジョンの浸透と組織風土改革を行います。

コーポレート・ガバナンス

また当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための重要な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

当社は経営効率化のために執行役員制度をとり、原則として月に3回開催される経営会議における意思決定に基づき各執行役員が業務を執行しております。業務執行および意思決定のうち重要なものについては、毎月開催される取締役会に付議・報告され、その監督に服するものとしております。

取締役のうち4名は非常勤の社外取締役（うち独立社外取締役2名）であり、取締役会での審議に当たり、客観的な意見を述べております。

監査役会は、常勤の監査役1名、常勤の社外監査役1名、非常勤の監査役1名、非常勤の社外監査役1名の4名からなり、各監査役は、毎月開催される取締役会に出席して取締役の意思決定・業務執行を監視・監督しております。また、常勤監査役は経営会議にも出席し、取締役による業務執行を適法性・適正性の観点から監視・監督しております。

このように当社では、経営上の意思決定および業務執行につき、取締役会および監査役会による監視・監督により、適法かつ適正な業務執行が行われるような仕組みをとっておりますが、今後更にコーポレート・ガバナンスの充実に図り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていく所存であります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本買収防衛策の目的

本買収防衛策は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、このような大量買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することにあります。

これにより、当社の企業価値の源泉である、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力等が害されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

本買収防衛策の概要

本買収防衛策は、有事の際に対抗措置を発動する可能性を事前に予告する事前警告型買収防衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

- () 当社が発行者である株券等について20%以上の買付その他の取得等を行うことを希望する買付者等は、あらかじめ買付等の内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。
- () 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることができます。
独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者）で、当社経営陣から独立した者のみから構成されます。
- () 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。
- () 買付者等が、本買収防衛策の手続を遵守しない場合や当社の企業価値または株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を経た上、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- () 上記()乃至()にかかわらず、当社取締役会は、(a)買付者等が本買収防衛策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(b)新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主意思確認株主総会を招集して、当該株主総会において、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- () 本買収防衛策に基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、当該新株予約権に、買付者等およびその関係者による権利行使は認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることが予定されています。
- () 本買収防衛策の有効期間は、平成32年3月期に関する定時株主総会終結の時までとします。

4. 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

本買収防衛策が基本方針に沿うものであること

本買収防衛策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

本買収防衛策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、本買収防衛策は、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- () 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の要件を完全に充足し、また、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定められる買収防衛策の導入に係る尊重事項を全て充足していること。さらに、本買収防衛策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえていること。
- () 株主意思を重視するものであること。
- () 独立性の高い社外者の判断を重視し、適時適切な情報開示を定めていること。
- () 合理的な客観性要件を設定していること。
- () 外部専門家の意見を取得することとしていること。
- () 当社取締役の任期は1年であること。
- () デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではないこと。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は3億32百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	54,000,000
計	54,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成30年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,754,223	16,754,223	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	16,754,223	16,754,223		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年6月30日	-	16,754,223	-	10,000	-	32,393

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成30年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 80,700 (相互保有株式) 普通株式 1,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,598,400	165,984	
単元未満株式	普通株式 73,323		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	16,754,223		
総株主の議決権		165,984	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権11個)、豊産商事株式会社(現 株式会社 J - ウイズ)名義の株式(株主名簿上は同社名義となっておりますが、実質的に所有しておりません。)が100株(議決権1個)、株式給付信託(BBT)の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が保有する株式が174,900株(議決権1,749個 議決権不行使)が含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式62株および相互保有株式66株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 J - オイルミルズ	東京都中央区明石町 8 - 1	80,700		80,700	0.48
(相互保有株式) 太田油脂株式会社	愛知県岡崎市福岡町下荒追28	1,800		1,800	0.01
計		82,500		82,500	0.49

(注) 株式給付信託が保有する当社株式は、上記自己保有株式には含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,856	3,432
受取手形及び売掛金	1 33,981	1 34,690
商品及び製品	14,543	14,194
原材料及び貯蔵品	19,915	21,254
その他	3,361	2,590
貸倒引当金	4	4
流動資産合計	74,652	76,157
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	14,529	14,525
機械装置及び運搬具（純額）	21,570	21,713
土地	21,173	21,171
リース資産（純額）	1,913	1,873
建設仮勘定	1,641	721
その他（純額）	443	427
有形固定資産合計	61,271	60,433
無形固定資産	976	1,060
投資その他の資産		
投資有価証券	15,435	15,968
長期貸付金	2	2
退職給付に係る資産	652	669
その他	718	908
貸倒引当金	134	134
投資その他の資産合計	16,674	17,414
固定資産合計	78,922	78,908
繰延資産	67	65
資産合計	153,642	155,131

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年 3月31日)	当第 1 四半期連結会計期間 (平成30年 6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	14,796	15,675
短期借入金	10,950	10,200
1年内返済予定の長期借入金	1,000	1,000
未払法人税等	1,429	416
未払消費税等	34	469
賞与引当金	888	520
役員賞与引当金	-	8
その他	11,299	11,610
流動負債合計	40,398	39,901
固定負債		
社債	12,000	12,000
長期借入金	6,940	6,940
リース債務	1,706	1,669
繰延税金負債	2,034	2,175
役員退職慰労引当金	17	17
役員株式給付引当金	60	80
環境対策引当金	98	97
退職給付に係る負債	3,091	3,235
長期預り敷金保証金	2,319	2,318
その他	861	778
固定負債合計	29,128	29,313
負債合計	69,527	69,214
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	31,633	31,633
利益剰余金	38,324	39,545
自己株式	1,079	1,079
株主資本合計	78,878	80,099
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,456	5,819
繰延ヘッジ損益	120	84
為替換算調整勘定	108	99
退職給付に係る調整累計額	262	240
その他の包括利益累計額合計	5,182	5,762
非支配株主持分	54	54
純資産合計	84,115	85,916
負債純資産合計	153,642	155,131

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
売上高	46,761	47,121
売上原価	39,216	38,602
売上総利益	7,544	8,518
販売費及び一般管理費	6,675	6,672
営業利益	869	1,845
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	154	107
持分法による投資利益	58	56
雑収入	31	33
営業外収益合計	245	198
営業外費用		
支払利息	32	30
支払手数料	6	6
雑支出	7	4
営業外費用合計	46	40
経常利益	1,068	2,004
特別利益		
固定資産売却益	3	0
特別利益合計	3	0
特別損失		
固定資産除却損	21	37
工場再編費用	-	28
リース解約損	2	0
特別損失合計	24	66
税金等調整前四半期純利益	1,047	1,938
法人税、住民税及び事業税	91	339
法人税等調整額	239	233
法人税等合計	331	106
四半期純利益	716	1,831
非支配株主に帰属する四半期純利益	5	1
親会社株主に帰属する四半期純利益	710	1,829

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	716	1,831
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	382	363
繰延ヘッジ損益	0	205
為替換算調整勘定	0	2
退職給付に係る調整額	45	22
持分法適用会社に対する持分相当額	6	9
その他の包括利益合計	434	579
四半期包括利益	1,150	2,410
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,144	2,410
非支配株主に係る四半期包括利益	5	0

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間より、連結決算における開示内容の充実の観点から、従来、非連結子会社としていた(株)J-サービス、横浜パック(株)、ゴールデンサービス(株)を連結の範囲に含めております。

(追加情報)

(税効果会計基準一部改正等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、取締役及び執行役員(社外取締役を除きます。以下「取締役等」といいます。)を対象に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

取引の概要

取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入しております。当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付されます。なお、信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間を通じ議決権を行使しないものとしております。

信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除きます。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当第1四半期連結会計期間末698百万円、174,900株であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
受取手形	126百万円	120百万円

2 偶発債務

従業員の債務に対して債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
当座貸越約定に係る債務保証	6百万円	7百万円

3 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく当第1四半期連結会計期間の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
貸出コミットメントラインの総額	15,000百万円	15,000百万円
借入実行残高	-	-
差引額	15,000百万円	15,000百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費	1,148 百万円	1,230 百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	750	45.0	平成29年3月31日	平成29年6月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月29日 定時株主総会	普通株式	750	45.0	平成30年3月31日	平成30年7月2日	利益剰余金

(注)平成30年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する自社の株式に対する配当金7百万円が含まれております。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第 1 四半期連結累計期間(自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額	四半期連 結損益計 算書計上 額(注2)
	油脂事業	油脂加工品 事業	食品・ファ イン事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	39,803	3,237	3,266	46,307	454	46,761	-	46,761
セグメント間の内部 売上高又は振替高	444	120	25	589	-	589	589	-
計	40,247	3,357	3,291	46,896	454	47,351	589	46,761
セグメント利益	603	94	126	824	45	869	-	869

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等の各種サービス等が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

当第 1 四半期連結累計期間(自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 6 月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注1)	合計	調整額	四半期連 結損益計 算書計上 額(注2)
	油脂事業	油脂加工品 事業	食品・ファ イン事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	40,021	3,294	3,410	46,726	394	47,121	-	47,121
セグメント間の内部 売上高又は振替高	407	101	22	531	-	531	531	-
計	40,428	3,396	3,433	47,258	394	47,652	531	47,121
セグメント利益	1,545	131	162	1,838	7	1,845	-	1,845

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸等の各種サービス等が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第 1 四半期連結会計期間より、管理体制の強化を目的とした会社組織の変更に伴い、報告セグメントを従来の「製油事業」「その他」から、主に家庭用油脂・業務用油脂・ミールの「油脂事業」、マーガリン・粉末油脂の「油脂加工品事業」、主にスターチ・ファイン・ケミカルの「食品・ファイン事業」、「その他」に変更しております。また、同様に全社費用の配分方法を変更しております。

なお、前第 1 四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の区分方法及び配分方法に基づき作成したものを記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益	42円73銭	111円18銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	710	1,829
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	710	1,829
普通株式の期中平均株式数(株)	16,633,663	16,457,868

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、当第1四半期連結累計期間174,900株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年8月9日

株式会社J - オイルミルズ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	會	田	将	之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	天	野	清	彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社J - オイルミルズの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社J - オイルミルズ及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。